

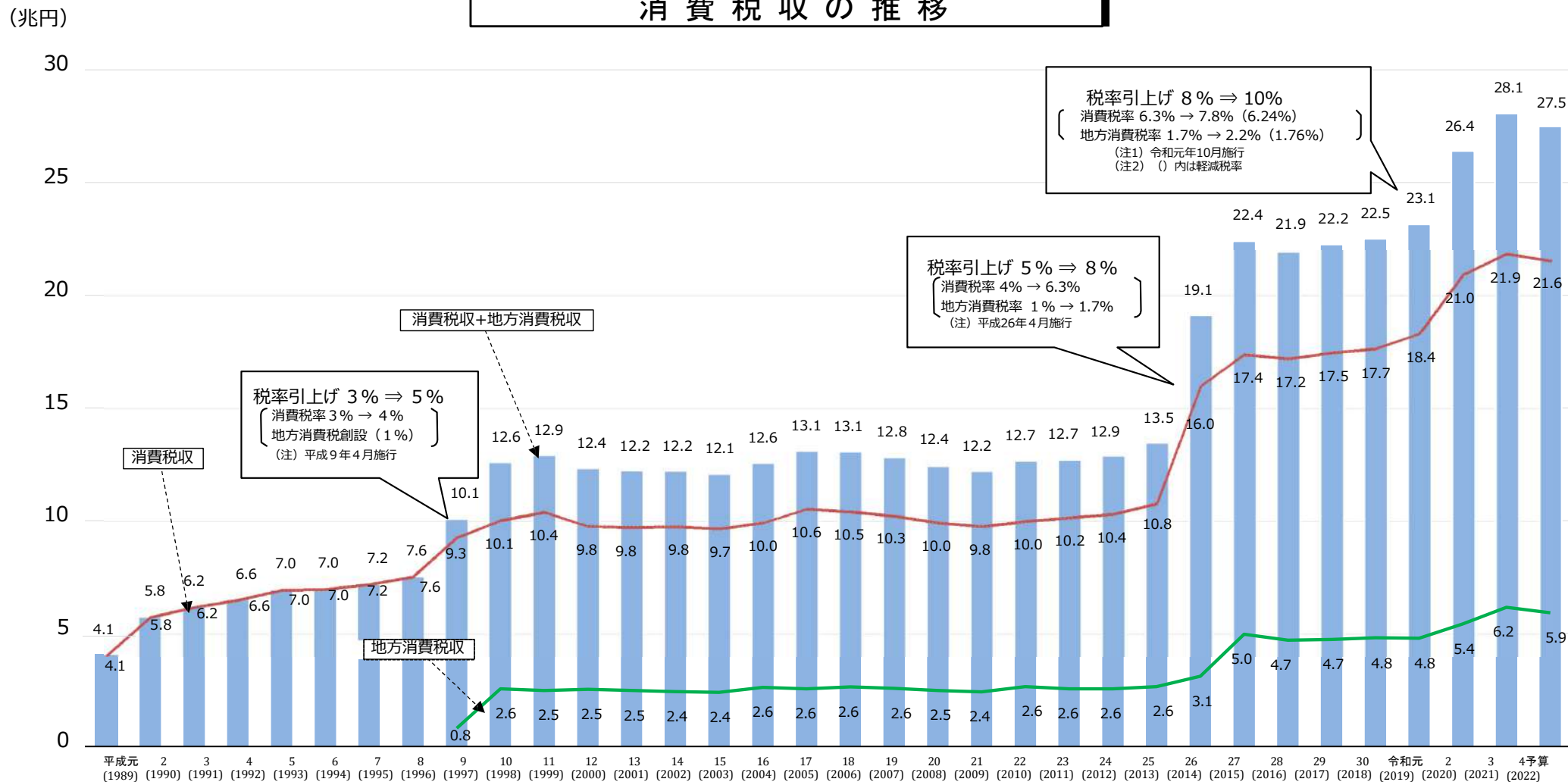
# 参 考 資 料

## 〔消費課税〕

令和 4 年 10 月 26 日（水）  
財 務 省

- 1. 消費税関係**
2. 酒税・たばこ税関係
3. 諸税関係

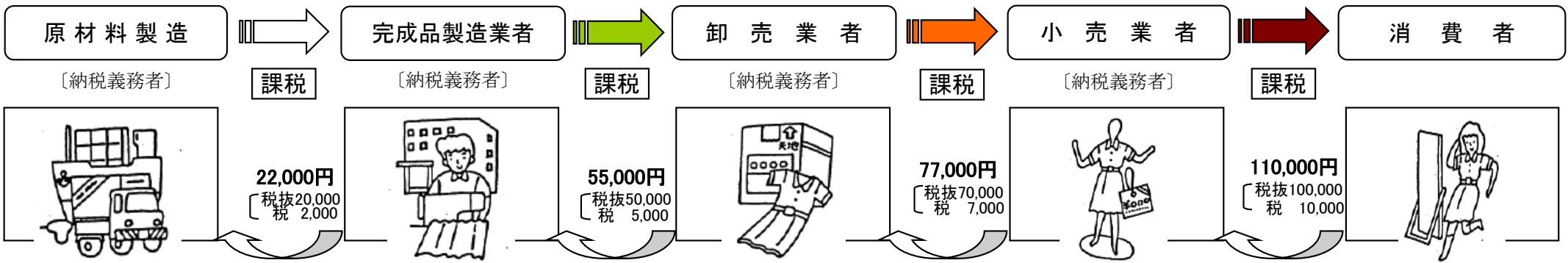
# 消費税込の推移



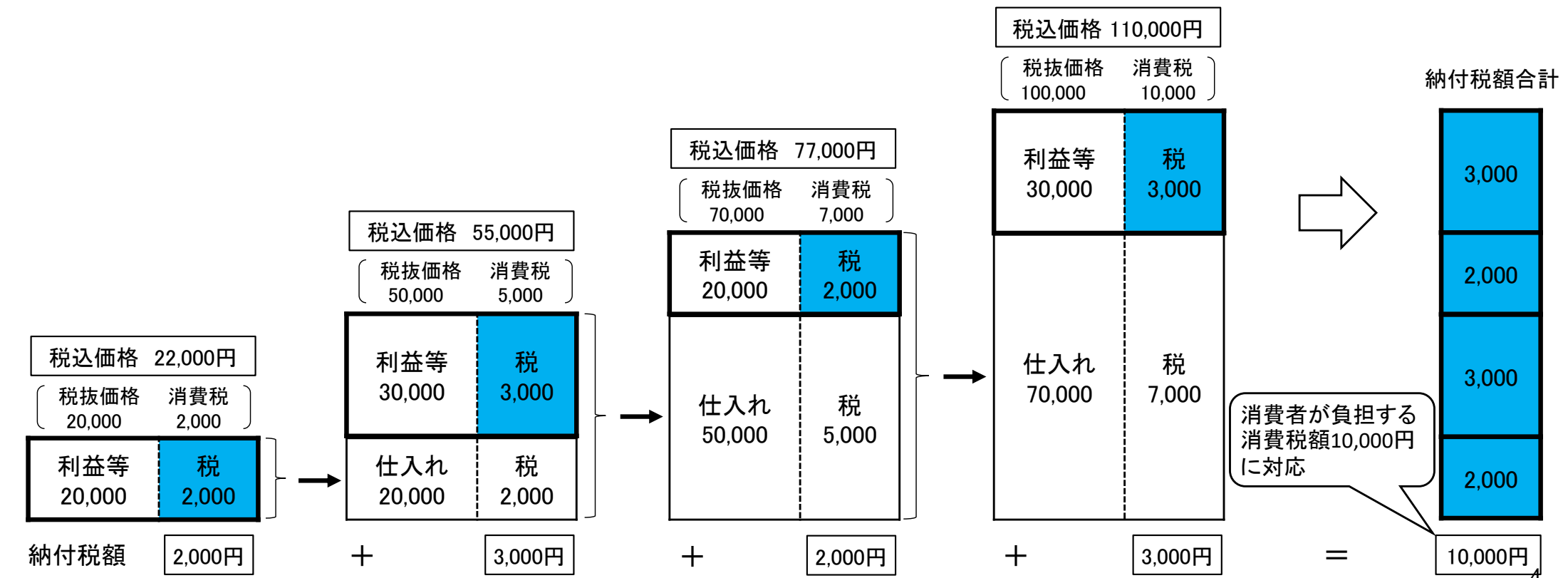
(注) 1. 消費税込については、令和2年度以前は決算額、令和3年度は決算額（概数）、令和4年度は予算額。  
 なお、平成元年度～平成8年度までは、一般会計分 [80%部分] と特別会計分（譲与分） [20%部分] の合計値。  
 2. 地方消費税込については、令和2年度以前は決算額、令和3年度は決算見込額、令和4年度は地方財政計画額。  
 3. 計数はそれぞれ四捨五入によっている。

# 消費税の多段階課税の仕組み（イメージ）

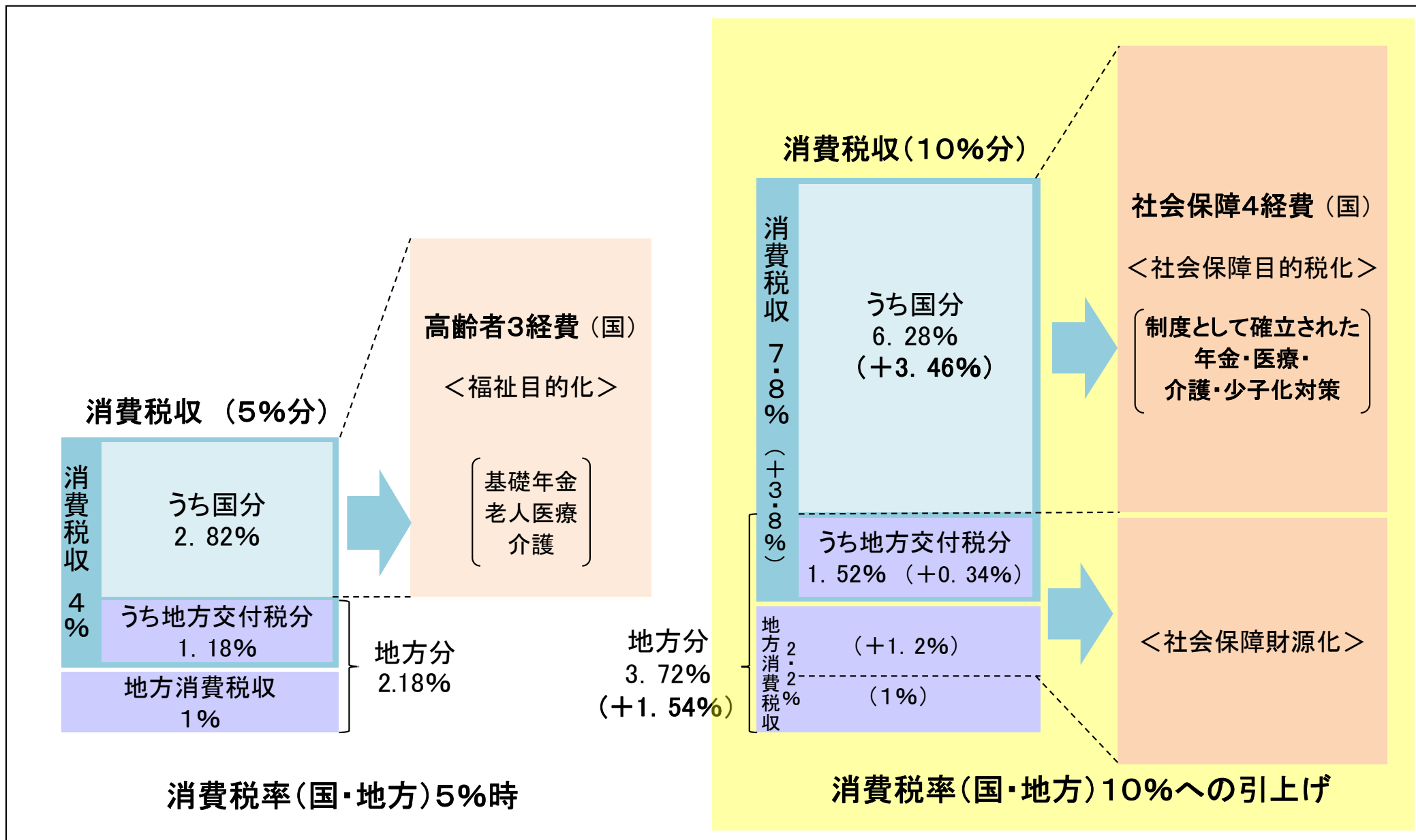
- 消費税は、財・サービスの消費が行われることに着目して課税される税
- 消費税の実質的な負担者は消費者であるが、納税義務者は事業者
- 全国にわたる製造、卸、小売り等の各取引段階の事業者が納付する消費税額の合計は、消費者が負担する消費税額に対応



※税率10%の場合(「税」、「消費税」には地方消費税を含む。)



# 消費税込の国・地方の配分と用途



(注) 税制抜本改革法等に基づく。なお、消費税率(国・地方)8%への引上げ時においては、消費税込6.3%(うち国分4.9%(+2.08%)、地方交付税分1.4%(+0.22%)、地方消費税込1.7%(+0.7%)。(地方財源3.1%)

## 消費税における非課税取引

### ○ 税の性格から課税対象とならないもの

- 土地の譲渡及び貸付け
- 有価証券、支払手段等の譲渡
- 貸付金等の利子、保険料等
- 郵便切手類、印紙等の譲渡
- 行政手数料等、外国為替取引

### ○ 社会政策的な配慮に基づくもの

- 医療保険各法等の医療
- 社会福祉法に規定する第一種社会福祉事業等
- 一定の学校の授業料、入学検定料
- 第二種社会福祉事業及び社会福祉事業に類する事業
- 入学金、施設設備費、学籍証明等手数料
- 助産
- 埋葬料、火葬料
- 身体障害者用物品の譲渡、貸付け等
- 教科用図書等の譲渡
- 住宅の貸付け

※点線枠囲みについては、平成3年度改正（議員立法）により追加

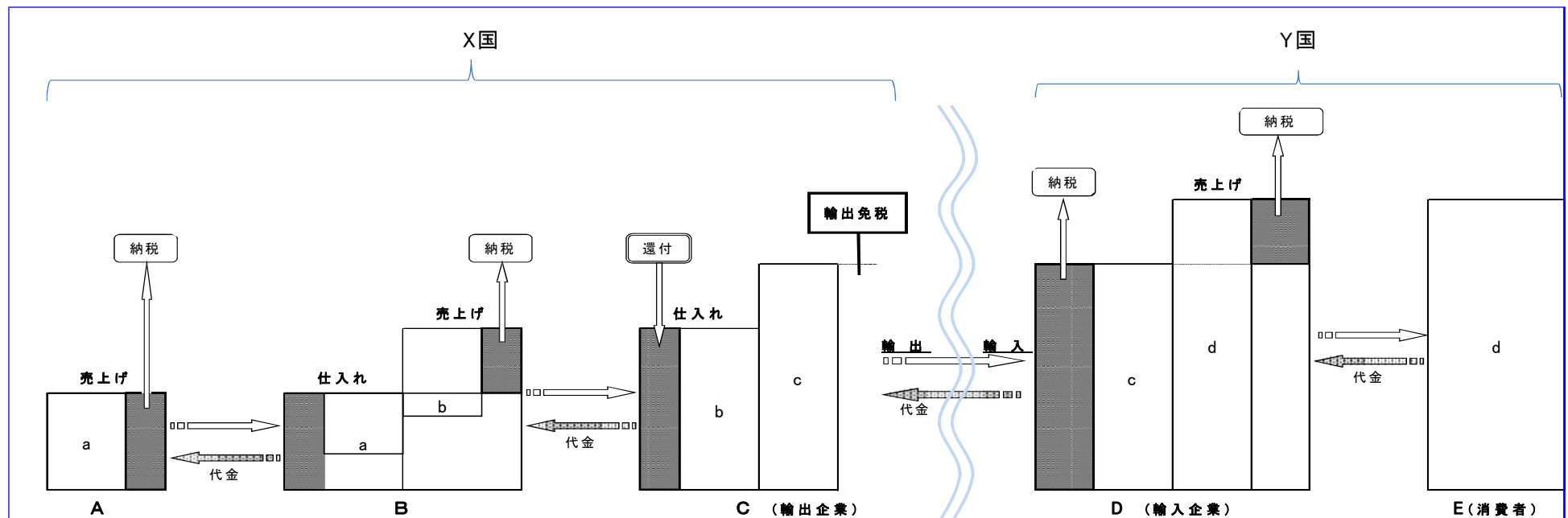
## 輸出取引に係る消費税について

消費税は、国内の消費者に最終的な負担を求める税。このため、輸出取引については免税とし、輸入国側が輸入の際に課税する仕組みとなっている。

これは、付加価値税の国際的なルール。

輸出企業【下図C】は、仕入れに係る消費税分を仕入税額控除するが、これは、輸出企業以外の企業も同じ取扱い。輸出企業については、輸出取引が免税とされる結果として還付が生じているものである。

### イメージ



# 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行う ための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）（抄）

## （税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

**第七条** 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

一 消費課税については、消費税率（地方消費税率を含む。以下この号において同じ。）の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

イ 低所得者に配慮する観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。第六号において「番号法」という。）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する制度（次号ニ(3)及び第六号において「番号制度」という。）の本格的な稼働及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直し及び所得控除の抜本的な整理と併せて、総合合算制度（医療、介護、保育等に関する自己負担の合計額に一定の上限を設ける仕組みその他これに準ずるものをいう。）、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。）等の施策の導入について、所得の把握、資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含め様々な角度から総合的に検討する。

ロ 低所得者に配慮する観点から、複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する。

ハ 第二条の規定の施行からイ及びロの検討の結果に基づき導入する施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。

ニ～ヨ （省略）

二～八 （省略）



# 軽減税率制度の導入の経緯と対象品目設定の考え方

## 【経緯】

- 税制抜本改革法（平成24年法律第68号）7条において、以下の記述  
「低所得者に配慮する観点から、複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する。」  
↓
- 平成28年度税制改正において、消費税率引上げに伴う低所得者対策として軽減税率制度を導入（消費税率引上げと同時（令和元年10月1日）に施行）

## 【対象品目設定の基本的な考え方】

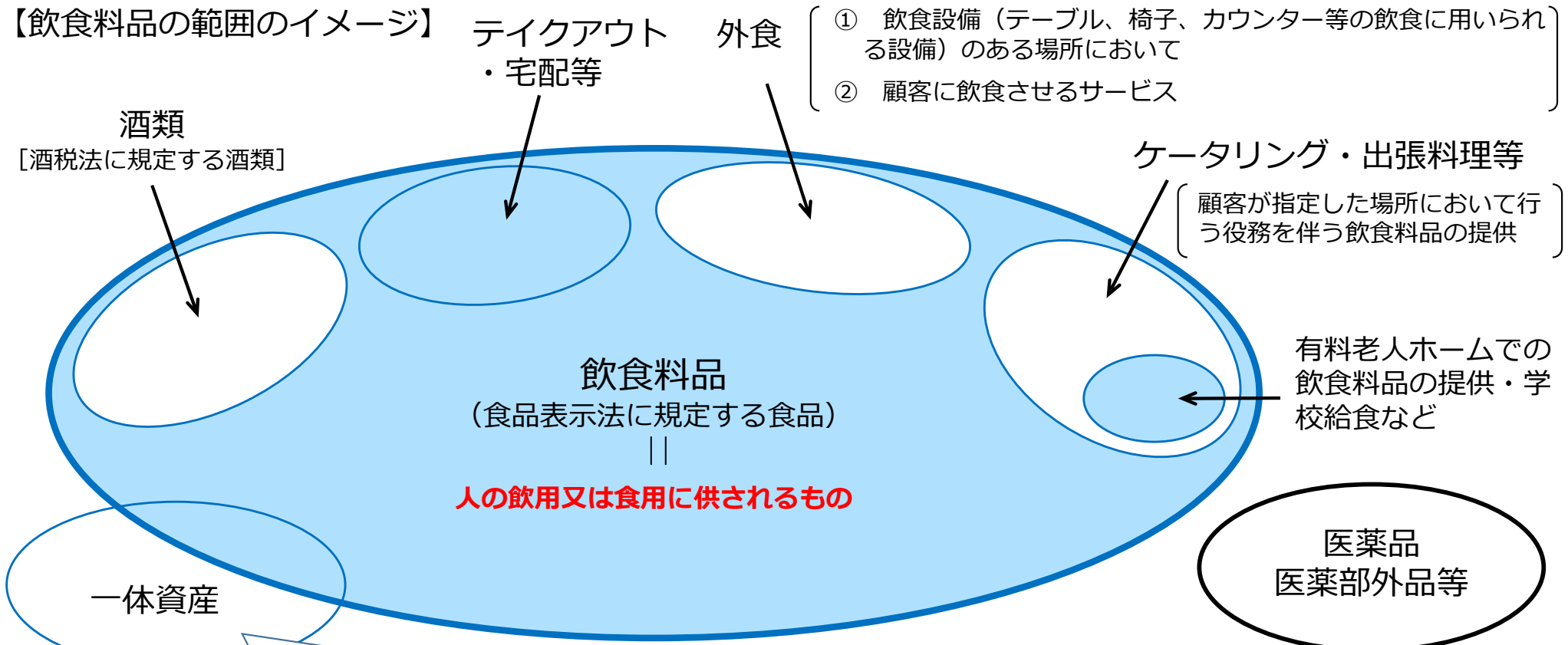
- 消費税率10%への引上げに伴う低所得者への配慮との趣旨を踏まえ、  
① 日々の生活の中での消費・利活用の状況 ② 消費税の逆進性の緩和 ③ 合理的かつ明確な「線引き」 ④ 社会保障財源である消費税収への影響 等の諸点を総合勘案し、対象品目を検討。  
→ ほぼ全ての人が毎日購入している「酒類・外食<sup>(注)</sup>を除く飲食料品が対象とされた。
- これにより、低所得者ほど収入に占める消費税負担の割合が高いという、いわゆる消費税の逆進性を緩和することが可能。
- 加えて、日々の生活の中で、買い物の都度、痛税感の緩和を実感できる。
- また、「新聞」は、日常生活における情報媒体として、全国あまねく均質に情報を提供し、幅広い層に日々読まれていることから、購読料の負担が逆進的となっていることが考慮され、対象とされたもの。

(注) 「外食」は、消費税負担が逆進的とは言えない（例：高級レストラン等）こと、諸外国においても同様に、軽減税率の対象外としている事例が多く見受けられること等を総合勘案し、対象とされていない。

- その他の品目（いわゆる「生活必需品」）に対する考え方について  
飲食料品や新聞以外の、いわゆる「生活必需品」に対しても軽減税率を適用することについては、
  - ・ 特定の物品のみを対象とすると、代替品との間で歪みが生じうること（例：トイレットペーパーが軽減対象でティッシュペーパーが標準税率対象となるなど）
  - ・ こうした歪みを解消しようとするれば、際限なく対象が広がり、社会保障財源となっている消費税収を減少させるおそれがあること等を踏まえ、適切でない。

# 軽減税率制度の対象品目

- ① 飲食料品の譲渡（食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く）の譲渡をいい、外食等を除く）
- ② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡



- ① 飲食設備（テーブル、椅子、カウンター等の飲食に用いられる設備）のある場所において
- ② 顧客に飲食させるサービス

顧客が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供

有料老人ホームでの飲食料品の提供・学校給食など

医薬品  
医薬部外品等

「一体資産」とは、紅茶とティーカップのセット商品のように、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。  
 「一体資産」のうち、税抜価格が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合、全体が軽減税率の対象となります（それ以外は全体が標準税率の対象となります。）。

## 消費税の税額計算と仕入税額控除について

### ○消費税の税額計算

$$\text{売上税額} - \text{仕入税額} = \text{納税額}$$

→ 「仕入税額控除」

### ○仕入税額控除の要件

現行制度

～2019年9月 (請求書等保存方式)	2019年10月～2023年9月 (区分記載請求書等保存方式)	2023年10月～ (インボイス制度)
仕入れの事実を記載した帳簿の保存	一定の記載事項が追加された仕入れの事実を記載した帳簿の保存	一定の記載事項が追加された仕入れの事実を記載した帳簿の保存
請求書等の客観的な証拠書類の保存	一定の記載事項が追加された請求書等(区分記載請求書等)の客観的な証拠書類の保存	適格請求書(インボイス)の保存

### (ポイント)

軽減税率制度の実施後(2019年10月～)、仕入税額控除のために保存が必要となる請求書等が変わりました。また、その4年後(2023年10月)からは、「インボイス制度」に変わります。

## 適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

- **複数税率の下**で、事業者が消費税の仕入税額を正確に計算するために**必要不可欠な仕組み**。
- **付加価値税を導入するすべてのOECD諸国で実施**されている。

### 〔従来の請求書（単一税率）〕

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△
●年■月分 請求金額	43,200円
■月1日 割りばし	540円
■月3日 牛 肉	5,400円
：	
合 計	43,200円

### 〔適格請求書（インボイス）イメージ〕

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△ (T1234...)
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛 肉 ※	5,400円
：	
合 計	43,600円
10%対象 22,000円 内税	2,000円
8%対象 21,600円 内税	1,600円

※は軽減税率対象

R5年10月～

#### 【追加の記載事項】

- ① **登録番号**
- ② **適用税率**
- ③ **消費税額**
- ④ **軽減対象品目である旨**

### 取引総額が分かれば仕入税額が計算可能



- 取引慣行上の請求書等で対応可能であり、税法で特段の**義務付けは不要**。
- 結果的に、免税事業者が交付する請求書等でも**仕入税額控除が可能**。

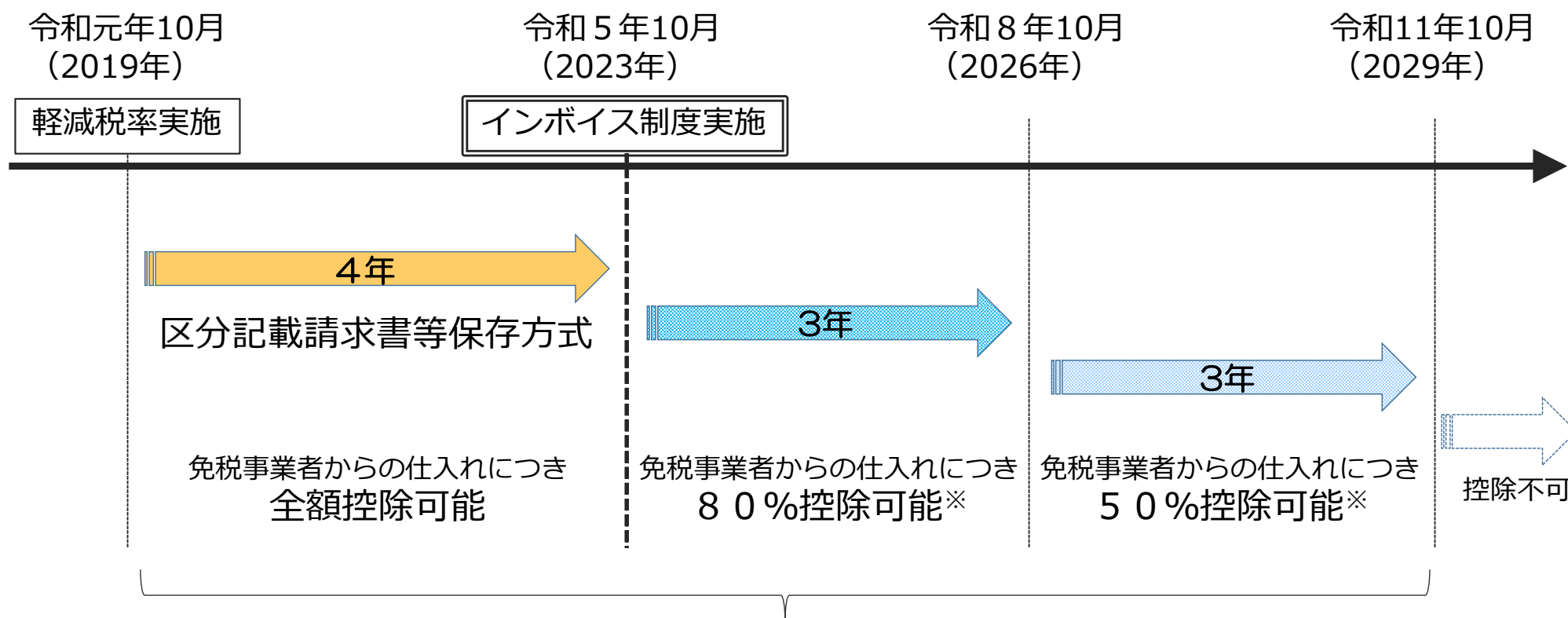
### 仕入税額を正確に伝える仕組みが別途必要



- 請求書等に「売り手」が**適用税率・税額を別記**することを**義務付ける必要**。
- 事後検証ができるよう、交付した請求書等の**保存**を「売り手」にも**義務付ける必要**。
- 税額計算や納税の義務が**免除される**小規模事業者にとこれらの義務を課すことは不可（→免税事業者からの仕入れについては**控除できない**）。
- 「インボイスを作成できる者」が作成したものなのか簡単に確認できるようにするための**登録番号が必要**。

## インボイス制度への円滑な移行のための経過措置について

- インボイス制度への円滑な移行のため、免税事業者や消費者などの適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れについて、制度実施後3年間は仕入税額相当額の80%を、その後の3年間は仕入税額相当額の50%を控除可能。



インボイス制度への円滑な移行のため、10年間の経過措置期間を設けている

(免税事業者はこの間に、課税事業者への転換の要否を見極めながら対応を検討)

※ 仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と本経過措置の適用を受ける旨（8割控除・5割控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要

# 諸外国における付加価値税の概要

(2022年1月現在)

	日本	E C 指令	フランス	ドイツ	スウェーデン	英国	
施行	1989年	1977年	1968年	1968年	1969年	1973年	
納税義務者	資産の譲渡等を行う事業者及び輸入者	経済活動をいかなる場所であれ独立して行う者及び輸入者	有償により財貨の引渡又はサービスの提供を独立して行う者及び輸入者	営業又は職業活動を独立して行う者及び輸入者	経済活動をいかなる場所であれ独立して行う者及び輸入者	事業活動として財貨又はサービスの供給を行う者で登録を義務づけられている者及び輸入者	
非課税	土地の譲渡・賃貸、住宅の賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉等	土地の譲渡（建築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	土地の譲渡（新築建物の建築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	土地の譲渡（新築建物の建築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	
税 率	標準税率	10% (注2)	15%以上	20%	19%	25%	20%
	ゼロ税率	なし	ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は、否定する考え方を採っている。(注3)	なし	なし	なし	食料品、水道水（家庭用）、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、医薬品、居住用建物の建築（土地を含む）、新築建物の譲渡（土地を含む）、障害者用機器等
	輸出免税	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引
	軽減税率	酒類・外食を除く飲食品、定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞 8% (注2)	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、医薬品、旅客輸送、宿泊施設の利用、外食サービス、スポーツ観戦、映画等 5%以上 (注3) (2段階まで設定可能)	旅客輸送、宿泊施設の利用、外食サービス等 10% 食料品、水道水、書籍、スポーツ観戦、映画等 5.5% 新聞、雑誌、医薬品等 2.1%	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、宿泊施設の利用、スポーツ観戦、映画等 7%	食料品、宿泊施設の利用、外食サービス等 12% 新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、スポーツ観戦等 6%	家庭用燃料及び電力等 5%
	割増税率	なし	割増税率は否定する考え方を採っている。	なし	なし	なし	なし
課税期間	1年（個人事業者：暦年 法人：事業年度） ただし、選択により3か月又は1か月とすることができる。	1か月、2か月、3か月又は加盟国の任意により定める1年以内の期間	1か月 (注4)	1年	3か月又は1年 (注5)	3か月 (注6)	

(注1) 上記は、各国における原則的な取扱いを記載。なお、新型コロナウイルス感染症に伴う措置として、時限的に税率の引下げや軽減税率の対象品目の拡大等を実施している場合がある。

(注2) 日本については、10%（標準税率）のうち2.2%、8%（軽減税率）のうち1.76%は地方消費税(地方税)である。

(注3) 令和3年12月、EU経済・財務相理事会において、特定の品目について①軽減税率の適用品目の拡大及び②ゼロ税率及び5%未満の軽減税率を認める旨等を盛り込んだ改正指令が合意され、今後、欧州議会における協議等を経て正式に発行することとされている（令和3年12月7日欧州委員会プレスリリース）。

(注4) 課税売上高が一定額以下の場合には、1年の課税期間を選択することができ、付加価値税額が一定額以下の場合には、3か月の課税期間を選択することができる。

(注5) 課税期間は課税売上高に応じて決定される（課税売上高が大きいほど短い課税期間となる）。また、申請によって1か月又は3か月のより短い課税期間を選択することができる。

(注6) 課税売上高が一定額以下等の場合には、1年の課税期間を選択することができる。また、申請等によって1か月の課税期間を選択することができる。

## 事業者免税点制度の概要

- 前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が1,000万円以下の事業者については、その課税期間について、消費税を納める義務が免除されている。
- 基準期間（前々事業年度）のない新設法人の設立1期目及び2期目の扱いは原則として資本金の額で判定。
  - ※ 資本金1,000万円未満の新設法人は、設立当初の2年間、免税事業者となる。資本金1,000万円以上の新設法人は、設立当初の2年間、事業者免税点制度が適用されないため課税事業者となる。

### 制度の趣旨

小規模な事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から設けられている特例措置

### これまでの制度の見直し

#### 【平成9年税率引上げ時】

資本金1,000万円以上の新設法人は不適用（設立後2年間に限る）

#### 【平成15年度改正】

適用上限を課税売上高3,000万円から1,000万円へ引き下げ

#### 【平成23年度改正】

前年又は前事業年度上半期の課税売上高が1,000万円を超える事業者は不適用

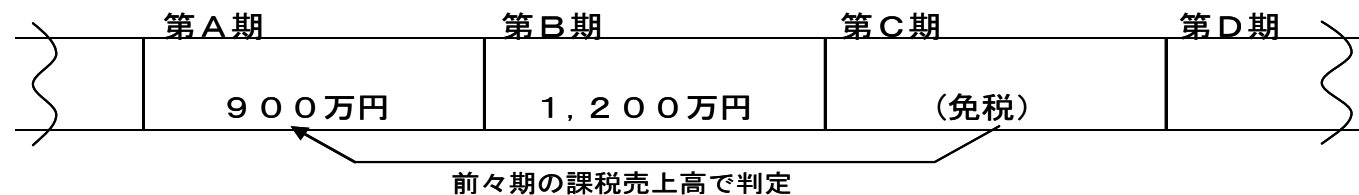
※1 課税売上高に代えて支払給与の額で判定可

※2 平成25年1月1日以後に開始する年又は事業年度について適用

#### 【社会保障・税一体改革】

資本金1,000万円未満の新設法人のうち、課税売上高5億円超の事業者等がグループで50%超出資して設立された法人は不適用（設立後2年間に限る） ※ 平成26年4月1日以後に設立される法人について適用

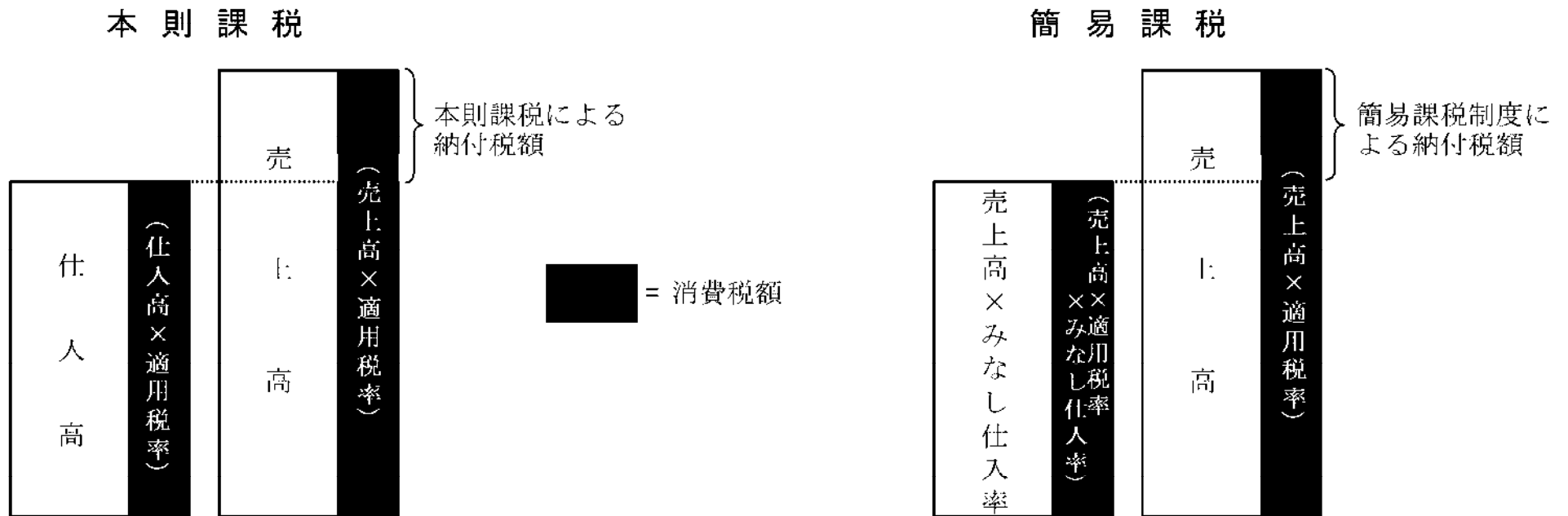
### 【事例】



- 第C期 — 免税（第A期の課税売上高が1,000万円以下）

# 簡易課税制度の概要

- 簡易課税制度は、売上高のみで納付税額を計算する制度
  - 仕入税額控除を行うに当たり、請求書等の保存は不要
- 課税売上高が5,000万円以下の中小事業者の事務負担への配慮から設けられている措置



- **適用要件** = 前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が5,000万円以下であり、かつ、「簡易課税制度選択届出書」を事前に提出していること
- **みなし仕入率** = 事業の種類ごとに、仕入高の売上高に通常占める割合を勘案して定められている。

卸売業	小売業等 <small>(注1)</small>	製造業等 <small>(注1)</small>	サービス業等 <small>(注2)</small>	不動産業	その他事業
90%	80%	70%	50%	40%	60%

(注1) 消費税の軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事業は80%、その他の農林水産物を生産する事業は70%となる。

(注2) サービス業等とは、サービス業、運輸通信業、並びに金融業及び保険業をいう。

※ 簡易課税制度を選択した事業者は、2年間以上継続した後でなければ、選択をやめることはできない。



# 主要国における免税点制度・簡易課税制度の概要

(2022年1月現在)

	日本	英国	ドイツ	フランス
【免税点制度】	<p>前々課税期間の課税売上高</p> <p>1,000万円以下</p>	<p>直近1年間の課税売上高 又は 今後1年間の課税売上高見込額</p> <p>85,000ポンド (1,309万円)以下</p> <p>83,000ポンド (1,278万円)以下</p>	<p>前年の課税売上高</p> <p>22,000ユーロ (286万円)以下</p> <p>かつ</p> <p>当年の課税売上高見込額</p> <p>50,000ユーロ (650万円)以下</p>	<p>前年の課税売上高</p> <p>85,800ユーロ (1,115万円)以下</p> <p>かつ</p> <p>当年の課税売上高見込額</p> <p>94,300ユーロ (1,226万円)以下</p>
【簡易課税制度】	<p>前々課税期間の課税売上高</p> <p>5,000万円以下</p>	<p>今後1年間の課税売上高見込額</p> <p>150,000ポンド (2,055万円)以下</p>	<p>前年の課税売上高</p> <p>61,356ユーロ (798万円)以下</p>	なし
	<p>・売上税額にみなし仕入れ率を乗じて、仕入税額を計算。 ・みなし仕入れ率は、90%（卸売業）～40%（不動産業）の6区分。</p>	<p>・売上総額に平均率を乗じて、納付税額を計算。 ・平均率は、14.5%（法律サービス業等）～4%（食品等の小売業）の17区分。</p>	<p>・課税売上高に平均率を乗じて、仕入税額を計算。 ・平均率は、12.5%（燃料の小売業）～1.6%（建物窓清掃業）の52区分。</p>	

(注1) 上記は、各国における原則的な取扱いを記載。

(注2) 日本の免税点制度は、資本金1,000万円以上の新設法人（設立当初の2年間）等については、不適用。

(注3) 英国の簡易課税制度は、同制度適用開始後に年間税込売上高が230,000ポンド（3,542万円）を超えた場合、及び今後30日間の税込売上高見込額が230,000ポンド（3,542万円）を超える場合については、不適用。

(注4) フランスの免税点制度は、商業、サービス業（外食・宿泊業等を除く）、専門職など、基準額が対象に応じて複数存在する。表中では商業に適用される基準額を記載。

(備考) 邦貨換算レートは、1ポンド=154円、1ユーロ=130円（裁定外国為替相場：令和4年（2022年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。